

令和6年度 介護保険サービス事業者等及び 障害福祉サービス事業者等 集団指導

全サービス共通編

※動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より、
資料等確認報告をお願いします。

資料等確認報告をもって、令和6年度の集団指導への出席とします。

介護保険サービス 入所・入居系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 サービス別資料（報酬改定の概要、指摘事例、よくある質問）

- ・全サービス共通（P49）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P95）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P151）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P219）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P297）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P345）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P355）

令和6年度集団指導について

はじめに

平素より、船橋市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

船橋市では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、市内介護保険サービス事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。

令和6年度集団指導では、主に「令和6年度報酬改定」についてご説明させていただきます。

介護保険サービス事業者は介護保険法により、

- ・ 要介護者の人格を尊重する
- ・ 介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守する
- ・ 要介護者のため忠実にその職務を遂行する

ことが定められています。

各事業者におかれましては、日頃より積極的に介護保険制度理解のための情報収集を自ら行い、適切な事業運営をお願いします。

令和6年度集団指導について

受講の流れ

各事業所は、以下の流れに沿って受講してください。

- (1) 集団指導（動画）より動画視聴を行ってください。（YouTubeでの視聴。）
※「3 サービス別資料」については、全サービス共通と該当サービスの視聴をお願いします。
※動画視聴の際に、併せて集団指導（資料）を確認することをお勧めします。
- (2) その他関連部署からのお知らせを確認してください。
※保健所健康危機対策課による研修動画も必ずご覧ください。
- (3) 関連資料等リンクより自己点検シート等の確認を行ってください。

令和6年度集団指導について

受講確認報告のお願い

動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。資料等確認報告をもって、令和6年度の集団指導への出席とします。

※事業所で複数サービスを提供されている場合は、サービス区分ごとの報告を行ってください。

例：介護老人福祉施設と通所介護の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。
訪問介護と居宅介護支援の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

「船橋市オンライン申請・届出サービス」

【介護保険サービス事業者等】令和6年度集団指導資料等確認報告（指導監査課宛）

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5851

（動画の概要欄にもURLを記載しております。）

介護保険サービス 入所・入居系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 サービス別資料（報酬改定の概要、指摘事例、よくある質問）

- ・全サービス共通（P49）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P95）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P151）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P219）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P297）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P345）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P355）

指導とは

指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とします。

指導の方法

①集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行います。

②運営指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となります。

※上記のほか、相談時、指定時又は更新時等においても対面等により指導を行います。

令和6年度運営指導重点項目

①虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進

虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備しているか、研修を定期的実施しているか確認し、その適正化を図る。

また、虐待防止のために、上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

②感染症・食中毒の発生及びまん延防止対策等の徹底

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備してい
るか、研修並びに訓練を定期的の実施しているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

③業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか、当該計画に従い必要な措置を講じているか、または定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているかを確認し、その適正化を図る。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

④非常災害対策の強化

以下の項目を確認し、その適正化を図る

- ・ 消防計画を含む非常災害に関する具体的計画（火災、風水害・土砂災害、地震等に対処するための地域の実情に応じた計画）は作成されているか
- ・ 入所施設、通所施設に関しては防災訓練を年2回実施しているか
- ・ 入所施設又は宿泊サービスを伴う通所施設に関しては、そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施しているか
- ・ 消防用設備の整備状況や点検状況等は適切か

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する事業所での風水害を含んだ非常災害対策計画の作成、訓練の実施の確認をし、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

⑤報酬請求指導

各種加算等の算定要件について確認し、その適正化及び不正請求の防止を図る。

令和6年度報酬改定に伴う利用者への周知、同意の確認、加算が適切に算定されているか確認し、その適正化を図る。

介護職員等処遇改善加算計画書の介護職員等への周知。

⑥個別ケアを推進し、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上

利用者の心身の状況などを踏まえ、計画（居宅サービス計画、個別サービス計画）が作成され、居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性がとられているか、計画は利用者又はその家族への説明及び同意を得ているか、その他必要なプロセスを適切に実施しているか等について確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

⑦人員配置の適正化

人員、設備及び運営に関する基準条例に定める職員の員数、資格等を確認し、その適正化を図る。

⑧有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等（以下、「有料老人ホーム等」という。）に併設する訪問介護事業所等における適切な介護サービスの提供状況の確認

有料老人ホーム等に併設する介護サービス事業所（主に訪問介護・通所介護・居宅介護支援）において有料老人ホーム等と介護サービス事業所の双方に従事する職員の兼務状況等の人員基準及び施設サービスと介護サービスの提供区分が明確となっているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

⑨前回運営指導における改善内容等の確認

船橋市として、2回目以降の運営指導となる事業所については、前回指摘に対する改善内容の定着が図られているかを確認し、その適正化を図る。

運営指導の実施方法の流れ

流れ	内容
① 指導通知	市は、実施日の約1月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、運営指導実施日の2週間前までに事前提出資料を提出する。
③ 運営指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	市は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から1月以内に改善の報告を行う。

監査とは

監査は、船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要綱に基づき介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。

- ・要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

- ウ 連合会・保険者からの通報情報

- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

- ・運営指導において確認した情報

法第23条及び船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条の規定により行った指導において、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
	※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。	

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。		

行政指導

行政指導とは、市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

行政指導とは、行政機関から相手方に「求める」行為なので、役所の調査結果に基づいて一定の事実を不特定多数の方に示すことや相手方の求めに応じて法令の解釈や制度の仕組みを説明するなどの情報提供をするような行為は、通常は「求める」行為に当たらず、行政指導に含まれません。

行政処分

処分とは、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限するものをいいます。

監査結果

過去4年分の監査件数を掲載しています。

昨年度は監査実施件数が0件、うち指導対象となったものが0件でした。

年度	通報・苦情等による監査実施サービス数	左記のうち指導対象サービス数 (勧告・文書指導)
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0

適切な事業運営①

運営基準自己点検シート

指定居宅サービス（介護予防・総合事業含む。）、指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス（介護予防含む。）事業者における人員・設備・運営等について、下記のとおり運営基準自己点検シートを船橋市ホームページ上で公開しておりますので、各事業所においては、本シートを積極的に利用し適切な事業運営を行ってください。

指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

適切な事業運営②

加算の算定にあたって

新たに加算を算定するにあたっては、必ず事前に利用者へ説明を行い、同意を得てください。説明を行った際には、書面や署名を適切に保管してください。

利用者の同意を得ずに加算を算定していた場合（同意を得るのが遅れていた場合）には、同意を得られていなかった期間が、加算報酬の返還に該当する可能性があります。

介護保険サービス 入所・入居系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 サービス別資料（報酬改定の概要、指摘事例、よくある質問）

- ・全サービス共通（P49）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P95）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P151）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P219）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P297）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P345）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P355）

非常災害対策①

社会福祉施設等における非常災害対策

近年、地震・風水害（台風・浸水）等による甚大な被害が発生しており、日ごろの非常災害対策が求められております。

①非常災害時の対応等について、日ごろからの情報収集及び非常災害対策等に努めていただきますようお願いいたします。

【社会福祉施設等における非常災害対策等に関するポータル（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p062666.html

非常災害対策②

社会福祉施設等における非常災害対策

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時にご報告をお願いいたします。（※災害発生時には、利用者、従業者等の安全確保対策を行った上での報告をお願いします。）

【災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

非常災害対策③

社会福祉施設等における非常災害対策

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時にご報告・登録いただく社会福祉施設等（利用者の緊急連絡先等）の登録・変更対策を併せてお願いします。）

【災害発生後に変更があった際は、下記ホームページより変更の手続きをご確認ください。
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

高齢者虐待防止

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について、高齢者虐待を未然に防止するための対策等をお願いします。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p070949.html

サービス提供中の交通マナー等①

事業所車両の駐停車

サービス提供中の事業所車両の駐停車については、他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に停車することが望ましいと考えられます。しかし、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に停車することが困難である場合は、サービス提供にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかからないようご配慮願います。

また、駐車についても交通法規を遵守し、近隣住民等の迷惑にならないようご対応お願いいたします。

事業所内での管理

管理者は、運転者の適性の把握や、当日の運転者の体調状況を確認し、運転業務に係る安全管理に努めてください。（風邪、発熱、前日の深酒等）

また、事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

サービス提供中の交通マナー等②

交通マナー等に係るお知らせ

サービス提供中の交通マナー等について、過去に発出したお知らせを船橋市ホームページに掲載しております。ご確認ください。

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ>令和4年10月19日 【事務連絡】介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

【令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p069059.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ>平成31年4月2日 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。

【介護保険事業に係る事故報告（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

（事故の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

法令等の確認

介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法

船橋市ホームページにて、介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について掲載しています。

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき適切な事業運営を行う必要があります。本集団指導資料に掲載のない基準等も多数ございますので、ご確認ください。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

申請・届出等①

申請・届出等に係るホームページ

申請・届出等に係る船橋市ホームページを掲載しております。必要に応じて適切に申請・届出等を行ってください。

加算に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

変更に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018136.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

申請・届出等②

指定更新手続き

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018041.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

休止届・廃止届・再開届の手続き

【居宅サービス・居宅介護支援・地域密着型サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

申請・届出等③

よくある指摘

- ・ 変更届及び更新申請書類にて、必須書類である「付表」が不足している。
- ・ 加算に関する届出にて、必須書類である「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」が不足している。
- ・ 各種届出に関するホームページを確認していない。 等

各種届出のホームページ内に「手引き」や「チェックリスト」等の申請書類を案内しているものがございますので、届出に応じたホームページをご確認のうえ、申請等いただきますようお願いいたします。

申請・届出等③

介護予防・日常生活支援総合事業の申請等

【指定申請及び各届出について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/04/p041291.html

業務管理体制整備に係る届出

令和3年4月1日より、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が一部変更となり、指定事業所が船橋市内にのみ所在する事業者は、船橋市が届出先となります。すでに千葉県等に届出を行っている場合は、新たな届出の必要はありません。

また、事業所名称及び所在地等の変更の場合は業務管理体制の届出が必要な場合があります。詳細は下記市ホームページをご確認ください。

【介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p026732.html

処遇改善加算等

介護職員等処遇改善加算のお知らせ、届出、既存計画の内容変更の届出及び実績報告については下記市ホームページをご確認ください。

※算定事業所は年度毎に計画書及び実績報告書の提出が必要となります。

【処遇改善加算等について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p071540.html

申請・届出等⑤

各種届出等に関する問い合わせ・提出先

各サービスごとの担当係及び提出先については、下記市ホームページをご確認ください。

【指導監査課サービス別担当係の確認について（障害福祉サービス・介護保険サービス等）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063190.html

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力ください

指導監査課では、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所等に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規及び変更登録の手順については下記市ホームページをご確認していただき、登録にご協力ください。

【メールアドレスの登録について（介護サービス事業所・居宅介護支援事業所）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p048509.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【【介護サービス事業所等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



有料老人ホームにおける事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。また、取扱い要領及び報告様式が令和3年4月1日より新しいものになっておりますので、ご確認の上、新様式での報告をお願いします。

【養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける事故報告】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p068845.html

（事故の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

申請・届出等①（有料老人ホーム）

有料老人ホームの変更の手続き【サ高住適用なし】

【有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/06/p020641.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>有料老人ホームの届出等>有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）

※有料老人ホーム事業変更届の提出が必要な事項 ※老人福祉法第二十九条参照

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 その他厚生労働省令で定める事項 ※老人福祉法施行規則第二十条の五参照
(施設の管理者の氏名及び住所 等)

申請・届出等②（有料老人ホーム）

有料老人ホームの休止・廃止・再開の手続き【サ高住適用なし】

①休止・廃止

有料老人ホームを休止または廃止しようとするときは、休止または廃止しようとする日の1か月前までに事前に届け出る必要があります。

休止、廃止にあたっては、現に入居している者に対する十分な説明及び他施設等への引継ぎ、移行等について、適切な対応をお願いいたします。

なお、休止、廃止に関する届出の様式については、船橋市ホームページには載せておりません。休止、廃止を検討される場合は、必ず事前にご相談ください。

②再開

休止している有料老人ホームを再開する場合は、必ず事前にご相談ください。

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、老人福祉法に基づく有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規登録の手順については下記市ホームページをご確認いただき、登録にご協力下さい。【メールアドレスの登録について（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p070740.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。【【介護サービス事業者等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



令和6年度介護報酬改定

報酬改定の内容をご確認ください

令和6年度に介護報酬改定があります。

各事業所におかれましては、改定内容について必ずご確認をいただきますようお願いいたします。

報酬改定の内容については、社会保障審議会（介護給付費分科会）を資料をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html

報酬改定に伴い、届出等が必要になる場合もございます。
事業所の加算状況等のご確認も併せてお願いいたします。

介護保険サービス 入所・入居系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 サービス別資料（報酬改定の概要、指摘事例、よくある質問）

- ・全サービス共通（P49）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P95）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P151）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P219）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P297）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P345）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P355）

資料について①

訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護支援専門員等との連携と居宅サービス計画の確認①

運営指導等における指摘事例

- ・提供しているサービスが居宅サービス計画に位置付いていない。（提供内容が異なる）
- ・居宅サービス計画（主に第3表）の曜日等が実際に提供されたサービス計画と一致していない。
- ・居宅サービス計画第1表に生活援助が記載されていない。（訪問介護の場合）

居宅サービス計画を確認してください

提供する全てのサービスについて、居宅サービス計画への位置付けが必要です。

また、居宅サービス計画と実際のサービスの提供内容に相違がある場合は、居宅サービス計画に沿ったサービス提供になるように介護支援専門員と連携してください。

なお、生活援助算定理由は、1回の提供で「身体介護及び生活援助が混在する場合」であっても記載が必要です。

(居宅サービス基準条例第15条、第17条、地密条例第19条)

2 サービス別資料 22

対象のサービス
(該当のスライドをご覧ください。)

根拠となる条例等

資料について②

●この資料では以下のとおりとします。●

特に断りのない場合は、指定居宅サービス等に加え指定介護予防サービス等も含むものとします。

表記	条例等名称
地密省令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第34号）
老福省令	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号）
老健省令	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生省令第40号）
居宅省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号）
地密留意	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老振発第0331005号等）
施設留意	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）
居宅留意	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）
有料指導指針	船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針

資料について③

●基準の性格●

基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、介護保険サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

●有料指導指針の性格●

有料指導指針は、有料老人ホーム経営の基本姿勢として入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことを求めるものであり、有料老人ホーム事業者は、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ、福祉の向上に努めること。

●資料内容●

資料に掲載のある内容以外の基準等についても遵守した上で運営してください。

介護保険サービス 入所・入居系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 サービス別資料（報酬改定の概要、指摘事例、よくある質問）

- ・全サービス共通（P49）
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P95）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護（P151）
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護（P219）
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム（P297）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P345）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P355）

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入①

概要

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>

なし

<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入②

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入③

算定要件等（続き）

- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

高齢者虐待防止の推進①

概要

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

【告示改正】

- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

高齢者虐待防止の推進②

単位数

<現行>

なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待防止の推進③

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

介護職員の処遇改善①

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。【告示改正】

介護職員の処遇改善②

単位数

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハ	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

介護職員の処遇改善③

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

テレワークの取扱い

概要

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

介護保険最新情報 Vol.1237 参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001142612.pdf>

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。 【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。 【告示改正】

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

単位数

<現行>

なし

<改定後>

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進③

算定要件等

【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※１）が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー（※２）を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- １年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進④

算定要件等（続き）

【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進⑤

(※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (Ⅰ) において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
 - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (Ⅱ) において求めるデータは、(Ⅰ)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (Ⅰ) における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進⑥

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器
(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

人員配置基準における両立支援への配慮

概要

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。【通知改正】

人員配置基準における両立支援への配慮

基準・算定要件等

- 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置 による短時間勤務	育児・介護休業法 による短時間勤務 制度	「治療と仕事の両立ガイド ライン」に沿って事業者が自主 的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○（新設）
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換 算での計算上も1（常勤）と扱う ことを認める常勤扱い	○	○	○（新設）

※人員基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

- 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要（続き）

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者

管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。【省令改正】 【通知改正】

いわゆるローカルルールについて

概要

- 都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。【Q&A発出】

「書面掲示」規制の見直し

概要

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】（※令和7年度から義務付け）

運営指導における指摘事例 (事故報告書の提出)

事故報告書の未提出

報告が必要な事故のうち、市への報告がされていないものがあった。

市への報告が必要な事故について

報告の範囲は以下のとおりですが、報告の範囲外のケースであっても必ず記録にとどめてください。詳細はホームページをご確認ください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生
- (2) 利用者の離脱（徘徊・行方不明）
- (3) 食中毒、感染症及び結核の発生
- (4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
- (5) 災害、その他報告が必要と認められる事故等の発生

運営指導における指摘事例 (資格者証等の整備①)

不十分な資格者証等の保管

- ・介護福祉士の適切な資格証等を備えていない事例が散見
⇒介護福祉士：登録証の交付を受けることが必要
「公益財団法人社会福祉振興・試験センター 資格登録」
<https://www.sssc.or.jp/touroku/>
- ・喀痰吸引等のサービス提供を行う場合
⇒事業所：都道府県に登録を行うことが必要
「千葉県 喀痰吸引等を実施する事業者の登録（介護サービス）」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/service/kakutanntouroku.html>
従業者：認定特定行為業務従業者認定証の交付が必要
「千葉県 介護職員の喀痰吸引等の実施に伴う認定特定行為業務従事者認定証の発行について」
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/ninteishou.html>

運営指導における指摘事例 (資格者証等の整備②)

不十分な資格証等の保管 (続き)

- ・三科目主事による生活相談員の資格者証が適切でない事例（例：成績証明書のみ）
⇒三科目主事：履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書を、本人が雇用先に提示することで証明

「厚生労働省 社会福祉主事任用資格の取得方法」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

運営指導における指摘事例 (資格者証等の整備③)

事業所にて保管している資格証等は適切かご確認ください。

従業員の資格者証が適切なものであるか、再度ご確認ください。前述した事例に該当した場合、「管理者の責務」又は「記録の整備」若しくはその両方の運営基準違反に該当する可能性があります。

補足①（管理者の責務）

事業所の管理者は、当該指定事業所の従業員及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

補足②（記録の整備）

指定事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

運営指導における指摘事例 (ハラスメント対策の強化①)

ハラスメント対策の未整備

ハラスメント対策について、以下の事例が確認された。

- ①一部ハラスメント（特にカスタマーハラスメント）の対策が講じられていなかった。
- ②書類上のハラスメント対策は指定申請時等に整備したが、実態として機能していなかった。

事業主が講ずべき措置の具体的内容について

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

運営指導における指摘事例 (ハラスメント対策の強化②)

事業主が講じることが望ましい取組について

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（カスタマーハラスメントも含む。）
- ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

運営指導における指摘事例 (ハラスメント対策の強化③)

参考

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）
- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

運営指導における指摘事例 （介護職員等処遇改善加算）

特別な事情に係る届出書の提出忘れ

前年度における処遇改善実績報告書を提出する際に、前年度途中より職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行った旨の「特別な事情に係る届出書」が提出された。

本来は、適切な労使の合意によりやむを得ない理由で、職員の賃金水準を引き下げることが決定した時点でご提出いただく必要があるため、処遇改善加算等の算定要件を満たさなくなる可能性がある。

他市にも忘れずにご提出ください

職員の賃金水準を引き下げることが決定した際には、他市を含む各自治体へ「特別な事情に係る届出書」を必ず提出すること。

【通知：厚生労働省「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol. 1133）】

運営指導における指摘事例 (非常災害対策)

非常災害対策に関する計画を周知していなかった

非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知していなかった。

非常災害対策

「事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。」

運営指導における指摘事例 (非常災害対策)

非常災害対策（続き）

○「非常災害に関する具体的計画」とは

消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画です。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとされています。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとされています。

運営推進会議等を活用し、計画の周知や、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが重要です。

運営指導における指摘事例 (変更届)

介護保険法に規定する変更届が提出されていなかった

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、介護サービス事業者は 10 日以内にその旨を指定権者に届け出なければならない

変更届について船橋市ホームページをご参照ください。

入居・入所系サービス

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

介護老人福祉施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/02/p020583.html

介護老人保健施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/02/p020598.html

- ・ 変更にあたり事前協議や、他書類の提出が必要な項目がありますので、必ずホームページをご確認ください。
- ・ 建物の改修等による構造設備等の変更や、管理者の変更等については、開設許可事項の変更申請や管理者承認申請を行う必要があります。

1 月前までに申請書を提出する必要があることから、早めに当課へご相談ください。

運営指導における指摘事例 (その他)

利用者の被保険者証に、入居の年月日及び入居している施設の名称が記載されていなかった

被保険者証の更新時にも記載漏れのないようにご注意ください。

苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録しなければならないが、記録のないものがあつた

苦情処理体制の整備や、苦情対応の記録の整備の徹底をお願いします。

運営指導における指摘事例 （身体拘束実施時の記録）

身体拘束実施時の記録

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

身体拘束廃止・防止の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

身体拘束ゼロへの手引き

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shintaikousoku/haishi/kounyuu.html>

よくある質問 (身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為)

質問

・・・することは身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）にあたりますか。

回答

身体的拘束等か否かの是非判断はできません。

ただし、施設・法人として身体的拘束にあたるか、当該行為の必要性について、

3要件（切迫性・非代替性・一時性）等を踏まえて多職種で検討を行い、法人・施設としての判断・見解を定め、共通認識のもと行ってください。

また、その経緯をしっかりと記録してください。

よくある質問 (サービス提供体制加算)

質問

今年度職員の退職があり、職員割合が今算定している基準を下回るのだから、体制届を提出する必要があるか

回答

3月に年度実績を適切に確認したうえで4月から算定した場合、年度途中での職員の退職等による要件を下回る状況が生じた場合であっても、必要な要件は前年度の実績であるため、年度途中での区分変更（加算取り下げ）は必要ない

よくある質問 (クラスター等発生時のサービス提供)

質問

コロナ（クラスター）発生時【インフルエンザ等の集団感染症含む】の最低限実施すべきサービスや算定可能な加算は

回答

臨時的かつ一時的な状況のため、基準違反な状況があっても適切な代替手段や方策を実施している等の対策があれば、可とする場合がある。

個別事案として、実際にそのような状況になった際に相談されたい。

よくある質問 (多職種)

質問

介護保険でいう『多職種』とはどの職種までの範囲なのか

回答

『多職種』についての具体的な職種の明記はないが、該当サービスを実施するにあたり、直接処遇にあたる職員はもちろん、本人容態について、検討や関与がある職種等広く設定し、意見集約や認識共有を行ってほしい

よくある質問 (体制届)

質問

体制加算等で、要件に定められる有資格者が変更となった場合、再度体制届を提出する必要があるか。

回答

体制届は施設体制が確立されているかの確認となるため、体制が維持されている中で、算定開始時と担当者が変わったからと言って、直ちにそのものに関する書類等の提出は要しない。施設にて必要要件に関する書類等を保管しておき、必要に応じて提示できるようにしておいてもらえばよい。

よくある質問 (変更届)

質問

基準に定まる職種の職員が変わったが、変更届は必要か。

回答

施設基準において、有資格者としての配置が求められている等の理由から、変更届を必要と定まっている職種においては必要。それ以外の職員については、変更届までは求めない。詳細は、該当サービスの変更届の案内のホームページを確認いただきたい。

入居・入所系サービス

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

介護老人福祉施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020583.html

介護老人保健施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020598.html

介護保険サービス 入所・入居系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況

2 各種お知らせ等

3 サービス別資料（報酬改定の概要、指摘事例、よくある質問）

・全サービス共通（P44）

・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護

引き続き、各サービス別資料をご覧ください。

4 関係法令等

1 介護保険課からののお知らせ（P●）

2 障害福祉課からののお知らせ